

仙台市こころの絆センター(仙台市自殺予防情報センター)の取組みについて

1 設置目的

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等の関係機関と連携を図りながら、希死念慮者・自殺企図者及び自死遺族等に対する相談に応じ、適切な相談機関につなげるための情報提供や、自殺対策関係者に対する人材育成などを行うことで、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図る。

2 名称の理由

「自殺」という単語を前面に出すことで、市民のマイナス感情や、自殺を考えている者への心理的刺激が強まることが懸念されるため、「こころとこころがつながり、絆をもちながら生きる」という印象付けを行うことが最も重要であると考えた。

3 開設場所 精神保健福祉総合センター内

4 開設日 平成23年11月1日

5 実施体制 職員3名(保健師1、精神保健福祉士1、臨床心理士1)

6 業務内容と平成23年度実績 (但し1)相談電話以外は、平成23年4月1日～平成24年10月31日の開設準備期間の実績も含む。)

1) 相談電話

開設時間 : 平日(祝日・年末年始除く)9～17時

対象 : 希死念慮者、自殺未遂者、自死遺族、及び震災による遺族 本人及び家族等
実績

- ・ 相談延件数 93件(表1)
- ・ 相談者は、本人が8割を占める(表2)。男女別では、女性が6割以上を占める(表1)。
- ・ 自殺問題に関連する相談は、全相談数の約4割(表3)。
- ・ アセスメントにより¹⁾、自殺リスクが切迫していると判断される相談よりも、慢性的に抱えている希死念慮についての相談が多く、傾聴や助言対応が主となっている(表4)
- ・ 精神科既往歴のある人が、治療歴を聴取できた中で、約5割を占めており(表5、表6)、すでに治療には繋がっているものの、生きにくさを抱えている者が、誰かに辛い気持ちを聞いて欲しいというニーズで利用していると考えられる。

表1. 月別男女別相談数 (件)

性別	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	13	8	1	5	3	30
女	17	8	10	8	18	61
不明	1	1	0	0	0	2
合計	31	17	11	13	21	93

表2. 相談者の続柄 (件)

本人	77
親	2
舅姑	1
兄弟・姉妹	3
配偶者	4
その他の親族	1
友人・知人	1
子供	1
その他	3
合計	93

表3. 自殺問題関連の該当の有無 (件)

該当あり				該当なし	合計
	(再)希死念慮	自殺未遂	自死遺族		
39	23	12	4	54	93

表 4. 相談対応

(件)

対応の判断と対応	指導・助言	傾聴	来所へ	電話相談紹介	医療機関紹介	関係機関紹介	関係機関情報提供	関係機関へ連絡	その他	合計
自殺の危険が切迫している	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
切迫していないが要支援	11	14	3	3	3	3	1	0	6	44
自殺関連問題以外	2	15	0	20	1	3	3	0	3	47
合計	13	29	3	23	4	6	4	1	10	93

表 5. 精神科治療状況 (件)

通院中	39
医療中断	5
不明	5
合計	49

表 6. 精神科既往歴 (件)

あり	なし	不明	合計
49	8	36	93

1) 埼玉県精神科救急センター自殺予告事例対応ガイドライン(SSIG)を参考に作成したものを使用。

2) 面接相談(宮城県司法書士会と共催)

- ・「震災後の生活困りごとと、こころの健康相談」

震災後の様々な生活困りごと等で、法律的な相談を必要としている者に対し、司法書士による相談とあわせて、こころの健康相談を実施。

表 7. 「震災後の生活困りごとと、こころの健康相談会」実績

相談形態		実施回数	相談件数
定例相談(月1回)		8回	10件
キャンペーン型相談会	電話相談	6回	92件(うち心の相談13件)
	面接相談	6回	16件

3) 人材育成

地域において自殺対策にかかわる専門職や、自殺ハイリスク者とかかわることの多い方、職域など多方面にわたり、研修の開催や講師派遣を行った(表 8)。

表 8. 人材育成実施状況

	対象者	実施回数	実績
研修会の開催	市職員(窓口担当職員)及び自殺対策関係職員	1回	参加延人数 68名
	自殺対策関係職員	3回	参加延人数 163名
	司法書士	3回	参加延人数 188名
講師派遣	民生児童委員	1回	参加延人数 277名
	理美容関係者	2回	参加延人数 173名
職域の支援	事業所の管理者および職員	相談数 5件	支援内容 講師派遣 : 3回 参加延人数 80名 媒体の貸出し : 1回 コンサルテーション: 1件

4) 自殺対策に関する普及・啓発

- ・ 震災後のメンタルヘルスを重点的に実施。
- ・ 媒体

一般市民向け:ホームページ、市政だより等

避難所・応急仮設住宅の被災者向け:ミニリーフレットを封入したポケットティッシュの配布や、ポスター

- ・ ホームページや市政だよりを通じて自殺予防や震災後のメンタルヘルスに関する普及啓発を実施。
- ・ 3月の自殺対策強化月間には、健康増進課と協働で、キャンペーンを実施。セルフケアについて啓発を行った。啓発のポイントをまとめた資料を作成し、区の保健福祉事業担当者より伝えるようにした。

5) 遺族支援

相談電話で、自死遺族からの相談を受け、必要に応じ自死遺族グループを紹介。

相談件数:4件

6) 自殺の実態把握

厚生労働省の保健統計や警察庁による自殺者に関するデータから本市の自殺の実態に関する分析と、地域保健福祉活動に活用できるような情報発信。

7) 関係機関との連携強化

- ・ 仙台市自殺対策連絡協議会(年1回) : 1回開催
- ・ 自殺総合対策庁内連絡会議(適宜) : 本会議1回、担当者会議1回開催
- ・ 事務局は、健康福祉局障害者支援課、健康増進課、当センターの2課1公所で運営(図1)。

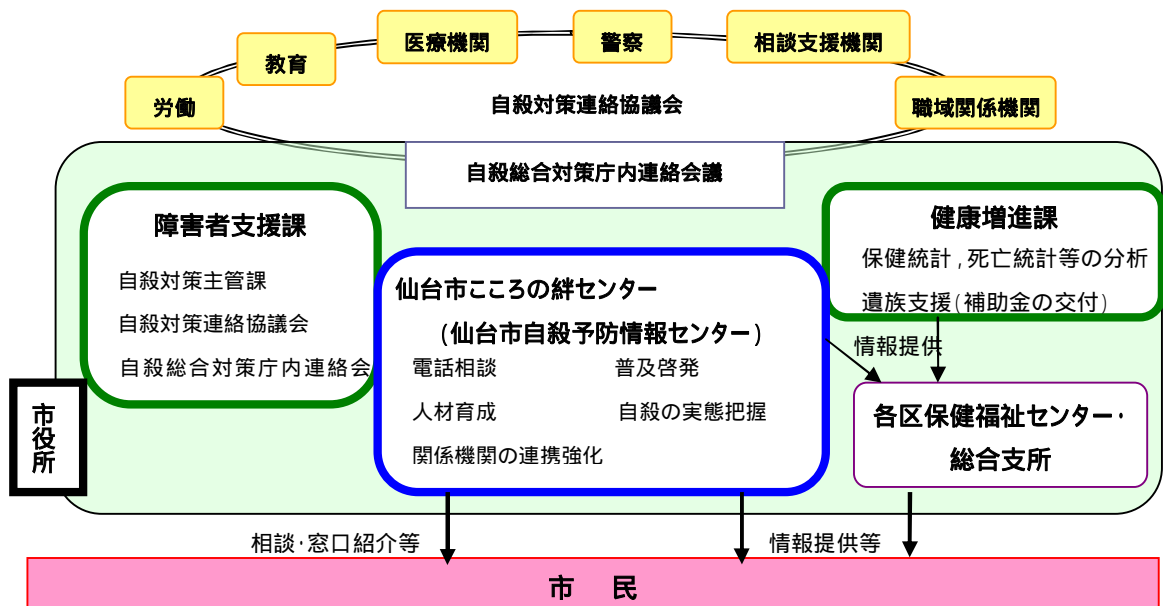


図1 仙台市こころの絆センター(仙台市自殺予防情報センター)運営推進体制

7 まとめ

- ・ こころの絆センターの設置により、自殺ハイリスク者の相談機能、自殺の実態分析・情報発信等の機能人材育成機能が強化された。
- ・ 相談電話の設置により、これまで相談できずに希死念慮や自死遺族であることを抱えていた方の心理的障壁を低くし、相談動機を高めるきっかけになっている。
- ・ こころの絆センターの設置自体が、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発につながっており、更に、情報発信や普及啓発を強化し、地域全体としての取組みとしていくことで、より包括的な対策につながると思われる。
- ・ 東日本大震災後のメンタルヘルスの重要課題としても自殺予防は大きな比重を占めており、被災者健康支援とも連動して実施していく必要がある。長期的な心のケアを考えた際には、地域の中で被災者を「気づき・見守り・つなぐ」存在として、ゲートキーパーの養成を促進していくことが重要であり、保健福祉センターとの連携を強化していく必要がある。